

# 秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用

(令和元年 6 月 27 日 整 - 7 6 5)

## 第 2 条 関係 (定義)

- 1 秋田県週休 2 日制工事実施要綱 (以下「要綱」という。) 第 2 条 (3) の「当該週休 2 日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。
- 2 要綱第 2 条 (6) の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
  - ①工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間
  - ②工事全体を一時中止している期間
  - ③施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
  - ④余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

## 第 3 条 関係 (休日)

- 1 毎月の履行報告書 (別紙 3-1) に勤務状況確認表 (別紙 3-2) を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
- 2 要綱第 3 条第 2 項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
  - ①休日作業日と同一の 1 週間で確保することを原則とする。
  - ②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日を確認した場合においても準完全週休 2 日と認める。
  - ③①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後ろの週の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。
- 3 要綱第 3 条第 2 項の「別に定める期間」とは、要綱第 2 条関係 (定義) 2 ①から④までの期間とする。

## 第 4 条 関係 (週休 2 日制工事の指定等)

- 1 要綱第 4 条第 1 項に定める「週休 2 日制工事」について、次のいずれかに該当する工事は、対象外とする。
  - ①災害復旧工事のうち工程上の制約がある工事
  - ②工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
  - ③河川協議等の関係機関との協議により工程上の制約がある工事
  - ④製作・据付工事等の現場施工が 4 週間未満の工事
- 2 発注者は、対象工事契約後、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。
- 3 その他の取り扱いについては、次の①及び②のとおりとする。
  - ①特記仕様書には、別紙 1 のとおり記載するものとする。
  - ②現場説明書 (条件明示) には、別紙 2 のとおり記載するものとする。

(週休2日制工事の指定の解除)

- 4 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でない」と判断した場合は、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

#### 第5条関係（工事成績評定）

- 1 「受注者の責によらない理由」とは、やむを得ない理由によるものとする。  
やむを得ない理由の例については、次の①から④のとおりとする。
  - ①異常気象等に起因する工程の遅延
  - ②発注後、協議等により施工期間に制約があった場合
  - ③農業者の営農に支障を及ぼすため工事完成を優先した場合
  - ④工事目的物の引渡し前に災害等が発生した場合

#### 第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

#### 第7条関係（工事費の積算）

- 1 農業農村整備工事における積算は、次のとおり実施するものとする。
  - ①工事発注時より、4週8休以上の達成を前提とした補正係数（別表1）を、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に乘じるものとする。
  - ②工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて別表1に掲げる現場閉所率による補正係数の見直しを行い、変更するものとする。
- 2 市場単価の補正係数は別表2による。

#### 第9条関係（その他）

(工期設定及び施工計画書等)

- 1 週休2日制工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- 2 施工計画書及び実施工程表については、4週8休以上を考慮したものを提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙3-1、3-2）については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則（令和元年6月27日整-765）

この通知は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日整-2129 一部改定）

この通知は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和２年５月７日整－２８０ 一部改定）  
この通知は、令和２年５月１０日から施行する。

附 則（令和２年９月１０日整－１００２ 一部改定）  
この通知は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和３年６月１日整－４７７ 一部改定）  
この通知は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和３年９月２１日整－１０９９ 一部改正）  
この通知は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年３月１１日整－２３８１ 一部改正）  
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日整－２５２２ 一部改正）  
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月１５日整－１２３４ 一部改正）  
この通知は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日整－２６２８ 一部改正）  
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

別表1 現場閉所率による補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	準完全週休2日 完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率		1.03	1.04	1.05	
現場管理費率		1.04	1.05	1.07	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上	

別表2 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 準完全週休2日 完全週休2日
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防護網)		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02